置 賜 総 合 支 庁環境エネルギー部

狩猟免許を取り消す行政処分について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下「法」といいます。)の規 定に基づき、下記のとおり行政処分を行いましたので、お知らせします。

記

1 被処分者 小国町在住 男性 50歳代

2 処分内容 狩猟免許の取消し ※ 有していた免許は「第一種銃猟」

3 処分年月日 令和7年3月28日

4 処分理由

被処分者は、令和5年4月9日、小国町大字市野々地内で、町鳥獣被害対策実施隊の一員としてツキノワグマ春季捕獲作業に従事していた時、クマが急に穴から飛び出し向かってきたため、危険だと判断し、クマを狙って発砲した。この際、咄嗟のことで銃口の先に人がいないことを確認せず、結果として弾丸は別の従事者の右脚に当たり、右膝骨折などの重傷を負わせた。

このことは、銃猟の制限について定めた法第38条の第3項に違反し、狩猟免許の 取消し等について定めた法第52条の第2項に該当する。

> お問合せ先 置賜総合支庁保健福祉環境部環境課 課長補佐 二瓶

> > TEL 0 2 3 8 - 2 6 - 6 0 3 3

報道監 置賜総合支庁総務企画部長 佐々木